

第26回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和7年1月10日
場所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	出	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	出
4番	遠藤 良幸	欠	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	出
8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	出	10番	岡田 康平	出
11番	中村 正治	出	12番	近藤 秀樹	出	13番	片岡 節男	出
14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出			

開 会 時 刻 午前 9時00分
閉 会 時 刻 午前 9時40分

<p>1 開会の辞 事務局長(小高秀之)</p>	<p>それでは、第26回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第26回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第26回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、14番議席樋口久義委員と、15番議席伊藤治義委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長 (日程第3)</p>	<p>それでは、報告第47号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第48号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>日程第2 報告第47号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について</p> <p>次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和7年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人7団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>日程第3 報告第48号</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和7年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。</p> <p>今回の案件は、6件、9筆、面積15,800㎡であることを報告します。</p>
	議長
(日程第4)	議長 議案第149号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

<p>事務局</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第 4 議案第 149 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)附則(令和 4 年 5 月 27 日法律第 56 号)第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求めます。令和 7 年 1 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可が必要ですが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>中間管理機構分が、26 件、34 筆、総面積 70,059.00 m²であることを報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、期間を決めた利用権の設定です。すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第 149 号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。</p> <p>本議案につきましては、1 名の委員の案件が含まれています。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により当事者は議事に参与できませんので、該当委員を除いて採決を行います。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>

(日程第5)	議長	<p>続きまして、議案第150号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第5 議案第150号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和7年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、8件、9筆、面積2,645㎡です。</p> <p><57番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の畑です。 譲受人である北勢町大辻新田の■■■■が、北勢町大辻新田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、644㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><58,59番案件>の申請地は、藤原町山口地内の畑です。 藤原町山口の■■■■と、同じく藤原町山口の■■■■が所有する議案書に記載の3筆を共有分割により交換する申請です。</p> <p><60番案件>の申請地は大安町丹生川中地内の畑です。 譲受人である大安町丹生川中の■■■■が大安町丹生川中の■■■■が所有する議案書に記載の1筆178㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><61番案件>の申請地は、大安町大井田地内の畑です。 譲受人である大安町大井田の■■■■が、大安町大井田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆71㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><62番案件>の申請地は、藤原町日内地内の畑です。 譲受人である藤原町日内の■■■■が、藤原町日内の■■■■が所有する議案書に記載の1筆204㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><63番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。 譲受人である大安町石樽東の■■■■が、大安町石樽東の■■■■が所有する議案書に記載の1筆1,123㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><64番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畑です。</p>

	<p>譲受人である名古屋市の [] が、大安町宇賀の [] が所有する議案書に記載の 1 筆 148 m² を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>以上所有権 8 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決に入ります。 議案第 150 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
<p>(日程第 6) (日程第 7)</p>	<p>議長 続きます、議案第 151 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第 152 号「農地法の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第 6 議案第 151 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 7 年 1 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、5 件、22 筆で 8,173.15 m² です。 <62 番案件>の申請地は、大安町石樽下地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。 転用計画としては、鈴鹿市の [] が大安町平塚の [] が所有する議案書に記載の 16 筆、6,660.15 m²</p>

を 26 棟の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は最大 80 センチの盛土切土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、道路側溝を経由して既存の道路側溝へ放流します。

なお、この案件は 3,000 ㎡を超える案件であるため、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。

<63 番案件>の申請地は、大安町高柳地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、菰野町の [] が四日市市の [] が所有する議案書に記載の 3 筆、320 ㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、既存の水路へ放流します。

<64 番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。議案第 152 号 5 条使用貸借権設定<22 番案件>と関連しますので併せてご説明いたします。

転用計画としては、北勢町大辻新田の [] が北勢町北中津原の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、367 ㎡を譲り受け、使用貸借にて北勢町大辻新田の [] に貸借して個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は 30 センチ程度の盛土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、既存の水路へ放流します。

<65 番案件>の申請地は北勢町其原地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、北勢町麻生田の []、[] が東京都八王子市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、327 ㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の北側道路側溝へ放流します。

<66 番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畑です。農地区分

は、2種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が大安町宇賀の[]が所有する議案書に記載の1筆、499㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、浸透柵を設置し処理します。

続きまして、日程第7 議案第152号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。 令和7年1月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、2件、3筆で、552㎡です。

<21番案件>の申請地は、北勢町別名地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、東員町の[]が北勢町別名の[]が所有する議案書に記載の2筆、185㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の東側道路側溝へ放流します。

<22番案件>は、5条所有権移転64番にて説明済みです。

以上5条所有権移転5件、使用貸借権2件の計7件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

これらの案件につきましても、12月27日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。

<p>現地調査委員</p> <p>議長</p>	<p>議案第 151 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」5 件、議案第 152 号「農地法第 5 条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」2 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> <p>ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第 151 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第 152 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p>
<p>(日程第 8)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第 153 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第 8 議案第 153 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 7 年 1 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 2 件、6 筆、1,777 m²です。 <41 番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の台帳地目、畑です。</p>

	<p>願出者は大安町丹生川中の■■■■で、平成15年以前から駐車場に転用し、現在に至っております。</p> <p><42番案件>申請地は、員弁町大泉新田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は桑名市の■■■■で、平成8年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上2件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年以上経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第153号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>
<p>5 その他</p>	<p>議長</p> <p>議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <p>次回は、2月3日午前9時から現地調査、10番議席岡田康平委員と11番議席中村正治委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、2月10日です。場所は、行政棟2階庁議室となります。よろしく申し上げます。</p>
<p>6 閉会の宣言</p> <p>【午前9時40分閉会】</p>	<p>議長</p> <p>それでは、これをもちまして第26回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者
